







約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)

**第十六条** 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第三章 民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策**

(民間事業者と行政機関等との連携等)

**第十七条** 手続等密接関連業務(手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続(契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。)が必要となる業務をいう。)を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織(民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい。次条第二項において同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

2 国は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等)

**第十八条** 国は、民間手続における情報通信技術の活用の促進を図るため、契約の締結に際して

の民間事業者による情報提供の適正化、取引における情報通信技術の適正な利用に関する啓発活動の実施その他の民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

国は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に障がないと認めるときは、民間手続（当該民間手続に関する法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

### （公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等）

**第十九条** 政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであつて、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの（次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という。）の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画（以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。）を作成しなければならない。

公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 國の公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する基本的な方針

三 國の公的基礎情報データベースの整備及び改善の内容及び実施時期

四 國の公的基礎情報データベースを構成するデータに係るデータの品質の確保に関する事項

五 國の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、國の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関して独立行政法人國立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータ

タの標準化に係る基準に関して独立行政法人情報処理推進機構が果たすべき役割に関する事項

六 その他国公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する事項

内閣総理大臣は、公的基礎情報データベースの整備改善計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、公的基礎情報データベース整備改善計画を公表しなければならない。

前二項の規定は、公的基礎情報データベース整備改善計画の変更について準用する。

(国公的基礎情報データベースの整備及び改善等)

第二十条 国の行政機関等は、前項の規定による国公的基礎情報データベース整備及び改善に当たっては、公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあつては、独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあつては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

国行政機関等は、第一項の規定による国公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、これと併せて、当該国の公的基礎情報データベースを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

国は、国行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策

(情報通信技術の進展への対応)

第二十一条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようするために、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(規制の見直しに資する情報通信技術に関する情報の公表及び活用)

**第二十二条** 内閣総理大臣は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、情報通信技術に関する情報であつて当該見直しに資するものについて、インターネットの利用その他の方法により隨時公表するものとする。

2 国の行政機関等は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しの検討に当たつては、前項の規定により公表された情報を活用するよう努めなければならない。

**第六章 雜則**

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

**第二十三条** 国の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該国や行政機関等に係る申請等及び处分通知等その他この法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随时公表するものとする。

**第二十四条** 国の行政機関等以外の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行った事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により随时公表するものとする。







活用法第八条又は第九条の規定により行われて  
いる総覧等又は作成等とみなして、これらの規  
定を適用する。

**第八条** この附則に定めるものほか、この法律  
の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する經  
過措置を含む。）は、政令で定める。  
(検討)

**第九条** 政府は、この法律の公布後速やかに、次  
に掲げる事項について検討を加え、その結果に  
基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 新情報通信技術活用法第三条第二号に規定  
する行政機関等のうち同号イに掲げるもの  
(会計検査院を除く。以下この項において単  
に「行政機関等」という。)による情報通信  
技術に係る物品及び役務の調達並びに情報シ  
ステムの整備及び運用（以下この項において  
「情報通信技術に係る政府調達等」という。）  
が適正かつ効率的に行われるよう、内閣官房  
において、当該行政機関等の所掌するそれぞ  
れの事務の特性を勘案して、情報通信技術に  
係る政府調達等に必要な予算を一括して要求  
し、確保するとともに、当該予算を関係する  
行政機関等に配分することとする。

二 行政機関等が情報通信技術に係る政府調達  
等を行うに際し、情報通信技術に関する専門  
的な知識経験を有する職員を有效地に活用する  
ことができるよう、当該行政機関等の所掌する  
それぞれの事務の特性を勘案して、関係す  
る行政機関等の相互の連携協力体制を整備す  
ること。

三 政府は、前項に定めるもののほか、この法律  
の施行後三年を目途として、この法律による改  
正後のそれぞれの法律の施行の状況について検  
討を加え、必要があると認めるときは、その結  
果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(調整規定)

**第十一条** 施行日が道路交通法の一部を改正する法  
律(令和元年法律第二十号)附則第一条第二号  
に掲げる規定の施行の日前である場合には、同  
法附則第八条の規定は、適用しない。  
(地方自治法等の一部を改正する法律の一部改  
正に伴う調整規定)

**第七十四条** 施行日が地方自治法等の一部を改  
正する法律(平成二十九年法律第五十四号)の施  
行の日以後である場合には、前条の規定は、適  
用しない。

活用法第八条又は第九条の規定により行われて  
いる総覧等又は作成等とみなして、これらの規  
定を適用する。

**第八条** この附則に定めるものほか、この法律  
の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する經  
過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正に伴  
う調整規定)

**第七十八条** 施行日が特定複合観光施設区域整備  
法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前  
である場合には、前条中「附則第八条」とある  
のは「附則第八条の見出しを「(情報通信技術  
を活用した行政の推進等に関する法律の一部改  
正)」に改め、同条」と、「の下に「とあるの  
は「を「情報通信技術を活用した行政の推進等  
に関する法律」と、「を加え」とあるのは「に  
改め、同条のうち」と、「別表」とあるのは  
「第十二条本文の改正規定中「第十二条本文」  
を「第十八条本文」に改め、同法別表」とす  
る。')

から起算して六月を超えない範囲内において  
政令で定める日

(政令への委任)

**附則** (令和三年五月一九日法律第三五  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行  
する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の  
日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

**附則** (令和三年五月一九日法律第三六  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行  
する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の  
日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

**附則** (令和五年六月一六日法律第六三  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七  
条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日  
から施行する。

(政令への委任)

**附則** (令和五年六月一六日法律第六三  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七  
条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日  
から施行する。

(政令への委任)

**附則** (令和六年六月七日法律第四六  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(デジタル社会形成基本法第  
二十二条の改正規定を除く。)並びに第三条  
中行政手続における特定の個人を識別するた  
めの番号の利用等に関する法律の目次の改正  
規定(第六条)を「第六条の二」に改める  
部分に限る。次号において同じ。)及び同法  
第一章に一条を加える改正規定並びに附則第  
四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並  
びに附則第十三条中デジタル手続設置法(令和  
三年法律第三十六号)第四条第二項第一号の  
改正規定 公布の日

(政令への委任)

**附則** (令和六年六月七日法律第四六  
号) 抄

(施行期日)

**第一条** この附則に定めるものほか、この法律  
の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する經  
過措置を含む。)は、政令で定める。

(命令の効力に関する経過措置)

**第五十八条** 旧法令の規定により発せられた内閣  
府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政  
組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の  
定めがあるものほか、この法律の施行後は、  
新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の  
第七条第三項のデジタル府令又は国家行政組織  
の施行に關する法律の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第七条** この附則に定めるものほか、この法律  
の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する經  
過措置を含む。)は、政令で定める。

(命令の効力に関する経過措置)

**第七条** この法律は、道路運送車両法の一部を改  
正する法律(令和元年法律第十四号)の施行の  
日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで及び  
附則第六条から第八条までの規定 公布の日